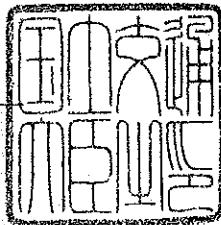




国海内第128号
平成28年12月20日

一般社団法人 日本旅客船協会
会長 福武 章夫 殿

国土交通大臣 石井 啓一



広域応援部隊進出のための海上輸送への協力について（要請）

政府においては、別添のとおり、甚大な被害が予想される南海トラフ地震及び首都直下地震の発災に備え、対策を進めております。

今般、警察庁、消防庁及び防衛省より、国土交通省に対し、発災時における広域応援部隊進出のための民間フェリーによる輸送に係る調整の要請がありました。

このため、発災時の広域応援部隊の輸送につき、緊急災害対策本部を通じて要請があった場合には、通常の輸送に優先して対応して頂くよう、あらかじめ要請いたします。

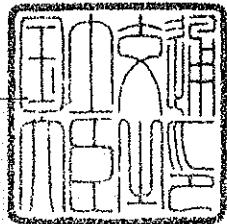
つきましては、本要請について、貴協会傘下の関係会員に対する周知をお願いいたします。



国海内第128号
平成28年12月20日

一般社団法人 日本長距離フェリー協会
会長 入谷 泰生 殿

国土交通大臣 石井 啓一



広域応援部隊進出のための海上輸送への協力について（要請）

政府においては、別添のとおり、甚大な被害が予想される南海トラフ地震及び首都直下地震の発災に備え、対策を進めております。

今般、警察庁、消防庁及び防衛省より、国土交通省に対し、発災時における広域応援部隊進出のための民間フェリーによる輸送に係る調整の要請がありました。

このため、発災時の広域応援部隊の輸送につき、緊急災害対策本部を通じて要請があった場合には、通常の輸送に優先して対応して頂くよう、あらかじめ要請いたします。

つきましては、本要請について、貴協会傘下の関係会員に対する周知をお願いいたします。

大規模災害発災時の海上運送利用に係る政府計画について

政府においては、甚大な被害が予想される南海トラフ地震及び首都直下地震の発災に備え、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）」及び「首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月31日閣議決定）」に基づき、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定）及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定）を策定し、地震発生後速やかに災害応急対策活動を開始できるよう取り組むこととしている。

具体的には、これらの計画において、「警察庁、消防庁又は防衛省から緊急災害対策本部に要請があった場合には、国土交通省を通じて、速やかに広域応援部隊（「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」及び「自衛隊の災害派遣部隊」を言う。以下同じ。）を輸送できるよう、海上運送事業者と調整を行う」とことと定められた。